

第12回協議会での決定事項

○議会の議員の定数及び任期の取扱い

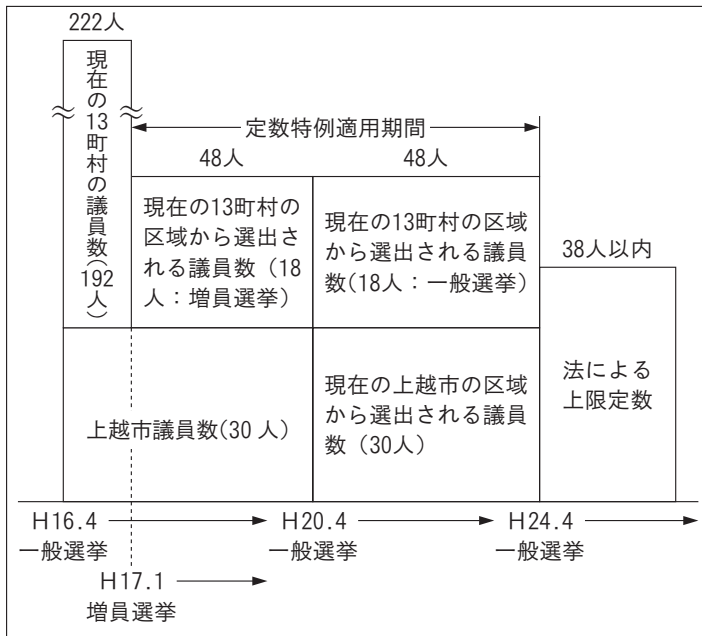
議会の議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用することとする。

特例の期間における上越市の議会の議員の定数は48人とし、編入される町村の区域ごとに選挙区を設け、議員の定数を柿崎町3人、大潟町、頸城村及び板倉町各2人、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、吉川町、中郷村、清里村、三和村及び名立町各1人とする増員選挙を行うこととする。

特例の期間は、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間とする。

●決定された議会の議員の定数と任期の取扱いを図や表で説明すると次のとおりです

○議会の議員の定数及び任期○



○定数特例に伴う町村別の増員数○

市町村名	人口	現定数	増員数
上越市	134,751人	30人	—
安塚町	3,733人	12人	1人
浦川原村	4,202人	12人	1人
大島村	2,480人	10人	1人
牧村	2,991人	14人	1人
柿崎町	12,116人	18人	3人
大潟町	10,861人	18人	2人
頸城村	9,538人	18人	2人
吉川町	5,516人	16人	1人
中郷村	5,259人	14人	1人
板倉町	7,534人	16人	2人
清里村	3,217人	12人	1人
三和村	6,284人	18人	1人
名立町	3,388人	14人	1人
合計	211,870人	222人	18人

※人口は平成12年国勢調査数値です。

○増員数の算出方法○

$$\frac{\text{編入する上越市議会の議員定数(30人)}}{\text{編入する上越市の人口(134,751人)}} \times \text{編入される町村の人口} = \text{増員数}$$

算出した数が1人未満の場合は1人とします。
算出した数が1人以上の場合は四捨五入します。

○各種事務事業の取扱い（その12）

別冊「事務事業一覧（その12）」1ページの1件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その12）」2ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

●取扱いが決定された事務事業は次のとおりです

- 「合併時から上越市の制度に統一」するもの：都市計画税納税義務者
- 「合併後、段階的に上越市の制度に統一」するもの：都市計画税税率